

令和6年度認定調査員新任者研修開催要領

1 目 的

要介護認定及び要支援認定に係る調査に従事する（又は従事を予定している）者を対象とし、公平・公正かつ適切な調査を実施するために必要とされる知識の習得及び技能の向上を目的として開催する。

あわせて、介護認定審査会事務局が、認定調査の方法を改めて確認するとともに、調査票の事前確認等に必要とされる適切な視点や知識等を習得する機会とする。

2 実施主体

秋田県（秋田県介護支援専門員協会に委託）

3 対 象 者

- (1) 介護保険の保険者（市町村等）職員
- (2) 保険者からの委託を受けた指定市町村事務受託法人（別記1）、指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員で新規に認定調査に従事する（又は従事を予定している）者（介護支援専門員証の交付を受けている者を対象とし、有効期間が満了している場合は対象外とする）
- (3) 指定市町村事務受託法人に所属し、介護保険法施行規則第113条の2第一号又は第二号に規定される者（別記2）
※指定市町村事務受託法人における認定調査は介護支援専門員が行うことを基本とし、(3)の要件に該当する者による認定調査は補完的に可能とされているものです。また、認定調査に従事するためには、介護に係る5年以上の実務経験が必要です。
- (4) 介護認定審査会事務局職員

4 実施回数及び日時

実施回数：2回

（第1回：令和6年4月26日（金）、第2回：令和6年10月頃を予定）

時 間：13時00分～16時30分（予定）

※入場開始時刻は12時30分を予定。

5 実施方法

オンライン（オンライン会議システム「Zoom Meetings」利用予定）

6 定 員

100名

7 研修概要

(1) 内容

- 講義① 介護保険制度の概要について（30分程度）
- 講義② 要介護認定等に関する基本的な考え方、認定調査の実施方法、認定調査の際の留意事項等について（3時間程度）

(2) 講師

- 講義① 秋田県長寿社会課介護保険チーム職員
- 講義② 秋田県介護支援専門員協会事務局長

(3) 使用するテキスト

受講者は「認定調査員テキスト2009改訂版（令和3年4月版改訂）」を各自で御準備ください。

テキストダウンロード先：http://www.nintei.net/3_1text.html

8 参加申込み

各保険者は、申込者を取りまとめの上「申込者名簿」を作成し、秋田県健康福祉部長寿社会課へ期日までに送付してください。

<申込みに関する留意事項>

- (1) 別紙「オンラインによる研修受講に関する留意事項」をお読みください。
- (2) 接続トラブルを回避するため、受講者の利用端末は原則、「カメラ付きのパソコン」に限定させていただきますので御了承ください。
また、受講確認のため、原則一人一台のパソコンを使用してください。
- (3) 本研修は原則として、新任者（過去に認定調査員研修を受講したことがない者）を対象とします。過去に受講実績がある場合は、申込書に前回の受講年月日を必ず明記してください。
- (4) 受講不可の場合のみ連絡することとし、受講決定は通知しません。
- (5) 当面認定調査に従事する予定のない方は受講できません。

9 その他留意事項

- (1) 全日程を修了した受講者には、修了証書を交付します。
修了証書は、保険者から提出された「申込者名簿」をもとに作成しますので、氏名や生年月日の記載に誤りがないよう御注意ください。
- (2) 認定調査に従事する予定がない認定審査会事務局職員に対しては修了証の交付は行いません。

別記 1

秋田県 指定市町村事務（要介護認定）受託法人（令和6年4月現在）

法人名称	事業所の名称	所在地
社会福祉法人 八森峰浜ふくし会	海光苑居宅介護支援事業所	八峰町
	松波苑居宅介護支援事業所	
社会福祉法人 八峰町社会福祉協議会	八峰町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	
社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会	男鹿市北部居宅介護支援事業所	男鹿市
医療法人 幸佑会	長谷川医院居宅介護支援センター	
社会福祉法人 男鹿偕生会	かいせい居宅介護支援センター（市町村事務は休止中）	
社会福祉法人 若美さくら会	和幸苑指定居宅介護支援事業所	
社会福祉法人 藤里町社会福祉協議会	藤里町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	藤里町
社会福祉法人 由利本荘市社会福祉協議会	由利本荘市社会福祉協議会 本荘居宅介護支援事業所	由利本荘市
	由利本荘市社会福祉協議会 矢島居宅介護支援事業所	
	由利本荘市社会福祉協議会 岩城居宅介護支援事業所	
	由利本荘市社会福祉協議会 ケアサポート白百合苑	
	由利本荘市社会福祉協議会 大内居宅介護支援事業所	
	由利本荘市社会福祉協議会 東由利居宅介護支援事業所	
	由利本荘市社会福祉協議会 西目居宅介護支援事業所	

別記 2

介護保険法施行規則第113条の2（一部抜粋）

- 一 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士又は精神保健福祉士
- 二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務その他これに準ずる業務に従事する者
 - イ 老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
 - ロ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する計画相談支援、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

令和6年度 認定調査員新任者研修 オンラインによる研修受講に関する留意事項

① Zoom (※) システムの利用について

Zoom システムを利用しオンライン研修へ参加いただきます。

※Zoom の名称及びロゴは、Zoom Video Communications, Inc. の米国及び日本を含むその他の国における商標又は登録商標です。

② 研修中の講義動画等の取扱いについて

研修中に Zoom 配信された講義動画等を、勝手に録画・録音しないでください。また、SNS やインターネット等に流出等しないでください。(録画配信は違法行為となります。)

上記のような不正が確認された場合には研修の修了を取り消すことがあります。

③ 個人情報等の取扱いについて

受講者本人や関係者の個人情報等がオンライン上に流出したことによりトラブルが生じた場合、県では責任を負いかねます。個人情報等は御自身で適切に管理くださいますようお願いいたします。(個人情報保護法遵守)

④ オンライン研修を受講する際の通信料について

通信料は受講者負担となります。(インターネット又は Wi-Fi 環境推奨)

オンライン研修の受講により、通信料が過大に請求された場合、県では対応できかねます。

⑤ 提供されたメールアドレスについて

研修の受講に際してお預かりしたメールアドレスは、研修の受講に関する諸連絡や資料の送付等のために利用します。研修以外の目的には一切使用しません。

⑥ 修了証の交付について

主催者において受講状況を確認し、修了者には修了証書を郵送により交付します。

なお、通信トラブル等により受講に著しい影響が認められた場合等においては、修了とみなさないことがありますので御承知おきください。

⑦ その他

受講者の変更を行ったり、ID 及びパスワードを第三者に貸与したりしないでください。また、講師及び研修参加者のプライバシーの権利、名誉、その他の権利を侵害することのないよう留意くださるようお願いいたします。